

材料照射試験比較参照用微小強度試験片 の製作

仕様書

令和8年2月

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

燃料材料開発部 集合体試験課

1. 一般仕様

1.1 件名

材料照射試験比較参照用微小強度試験片の製作

1.2 概要

酸化物分散強化型フェライト鋼（以下、ODS 鋼）及び高強度フェライト/マルテンサイト鋼（以下、PNC-FMS）は、高速炉プラントの安全性及び経済性の向上に不可欠な炉心材料である。本件では、高速炉実証炉用炉心材料開発の一環として、ODS 鋼及び PNC-FMS 等の材料強度基準を整備するために必要な材料照射試験比較参照用微小強度試験片を製作する。

なお、本件は、経済産業省受託事業「令和 5 年度 高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一環で実施する。

1.3 契約範囲

- (1) 微小強度試験片の製作、刻印、穴あけ加工
- (2) 検査
- (3) 検査成績書の作成

1.4 納期

- ・ 令和8年8月28日（金）

1.5 納入場所、納入品および提出図書

(1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
燃料材料開発部 集合体試験課

(2) 納入品

[試験片の製作及び刻印後に納入]

・ ミニチュアクリープ試験片	190 個
・ ミニチュア疲労試験片	60 個
・ 1/3 シャルピー衝撃試験片	25 個
・ シェアパンチ試験片	660 個
・ SS-3 ミニチュア引張試験片	220 個
・ リング引張試験片	290 個
・ リングスエリング試験片	30 個
・ 被覆管引張試験片	140 個
・ 板状引張試験片	10 個
・ 板状スエリング試験片	20 個
・ 重量調整用スペーサ (A)	120 個
・ 重量調整用スペーサ (B)	10 個
・ 重量調整用スペーサ (C)	30 個

[支給品に刻印を施して納入]

・ シェアパンチ試験片	450 個
-------------	-------

- ・ SS3 ミニチュア引張試験片 62 個
- ・ ミニチュア 3 点曲げ破壊靱性試験片 6 個
- ・ 超音波スペクトロスコピー (RUS) 試験片 22 個

[支給品に穴あけ加工を施して納入]

- ・ SS3 ミニチュア引張試験片 515 個

(3) 提出図書

- ・ 製作図 2部 (製作開始前に機構の確認を得ること)
- ・ 検査成績書 1式 (分割納入の都度及び検収時)
- ・ 委任又は下請負届 (機構指定様式) ※ 1式 (作業開始2週間前まで)

※下請け等がある場合に提出のこと。無い場合は、提出不要。

(提出先)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所
燃料材料開発部 集合体試験課

1.6 検収条件

第1.5項に示す納入品および提出図書を指定する納入場所に納入後、員数検査を以て検収とする。

1.7 支給品

(1) 試験片製作及び刻印用

- ・ ODS鋼被覆管 (外径6.9mm×内径6.1mm×肉厚0.4mm×必要長さ)
- ・ ODS鋼丸棒材 (外径約10~20mm×必要長さ)
- ・ ODS鋼圧延材 (幅約29mm×厚さ1.2mm×必要長さ)
- ・ PNC-FMS板材 (幅250mm×長さ345mm×肉厚6.5mm×必要枚数)
- ・ PNC-FMS/316異材溶接板材 (幅200mm×長さ200mm×肉厚6.5mm×必要枚数)
- ・ 高Niオーステナイト鋼板材 (幅60mm×長さ180mm×肉厚1.5mm×必要枚数)
- ・ PNC316丸棒材 (外径20mm×必要長さ)

(2) 刻印用

- ・ シェアパンチ試験片 450 個
- ・ SS3 ミニチュア引張試験片 62 個
- ・ ミニチュア 3 点曲げ破壊靱性試験片 6 個
- ・ 超音波スペクトロスコピー (RUS) 試験片 22 個

(3) 穴あけ加工用

- ・ SS3 ミニチュア引張試験片 515 個

1.8 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする

1.9 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用することとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類 (納入印刷物) についてはグリーン購入法に該当するため、当該基準を満たしたものであること。

1.10 協議事項

本仕様書に記載のない事項、記載事項の解釈の相違、仕様の変更或いは疑義が生じた場合は別途協議の上行うものとする。協議で決定した事項は受注者が議事録にまとめ、機構担当者と共有すること。

1.11 その他

支給品と納入物の輸送及び輸送中の製作物品損傷防止のための梱包等は、全て本契約に含まれるものとする。

2. 技術仕様

2.1 試験片製作と刻印

支給品を用いて、表1に示す試験片を製作し刻印する。材料毎の製作数量は、契約後速やかに機構より指示する。なお、刻印位置は、原則として図中に示す通りとするが、機構と受注業者が合意した場合、変更することができる。

- ・ミニチュア疲労試験片加工は、加工時の熱影響を極力小さくするために、切削油等を用いて冷却し、メタルソー、ミーリング、シェーパー等の機械的方法またはワイヤー放電加工で行うこと。また、加工による残留ひずみを残さないこと。試験片のR部及び平行部は#600ペーパーで軸方向に磨き上げること。また、表面粗さは $1.6\mu\text{m}$ 以下とすること。
- ・シェアパンチ試験片の端部に深さ及び幅0.3mmのスリット加工を、1試験片当たり4箇所以上導入する。試験片毎のスリット数及び加工位置は、機構より別途指示する。
- ・SS-3ミニチュア引張試験片の表面仕上げでは、#1000相当のペーパーで研磨すること。また、試験片の平行部側面は#1000相当のペーパーで研磨を行い、熱影響による加工層を除去する。その際、微小試験片であることを配慮して、試験片に加工ひずみが生じないようにすること。
- ・リング引張試験片の製作では、ワイヤー放電加工を行い、平行部の加工では4thカット仕上げまで行うこと。
- ・板状引張試験片の表面粗さは▽▽▽とすること。微小試験片であることを配慮して、試験片に加工ひずみが生じないようにすること。
- ・各試験片には識別のためID刻印を施し、個別に試験片IDを記した袋に入れて納入すること。各試験片へのID刻印では、彫金または自動刻印機等を用いて彫ること。機構と受注業者が合意した場合、彫金または自動刻印機等以外による刻印（レーザーマーカ、振動ペン等による刻印）も可とする。刻印後の文字の深さは30マイクロメートル程度とする。刻印の条件出しを行い、機構の確認の上、文字の深さを決定することとする。IDについては4文字以内として、別途、機構より指示する。
- ・製作した試験片は、アセトンを用いた超音波洗浄後、十分に乾燥させた状態で納入すること。加工後納品まで結露や多湿環境による発錆が無いように留意すること。
- ・加工方法の詳細は、製作図に記載すること。

2.2 刻印

支給するシェアパンチ試験片(図4)450個、SS3ミニチュア引張試験片(図5)62個、ミニチュア3点曲げ破壊靱性試験片(図15)6個、超音波スペクトロスコーピー(RUS)試験片(図16)22個に刻印を施す。各試験片への刻印のサイズ及び位置は図中に示す通りである。また、刻印方法及び納入方法については、2.1に記載の通りである。なお、刻印位置は、原則として図中に示す通りとするが、機構と受注業者が合意した場合、変更することができる。

2.3 穴あけ加工

支給するSS3ミニチュア引張試験片515個の掴み部に図5に示す通り、穴あけ加工を行う。

2.4 検査

製作した試験片、刻印を施した試験片及び穴あけ加工した試験片について下記を検査し、上記仕様通りであることを確認する。

- 1) 数量検査：員数に不足がないことを確認すること。
- 2) 外観検査：使用上、有害な傷等がないこと。刻印が指定の通り施されていること。
- 3) 寸法検査：図1～図10及び図12～図14に示した位置の寸法・公差を満足すること。

2.5 検査成績書の作成

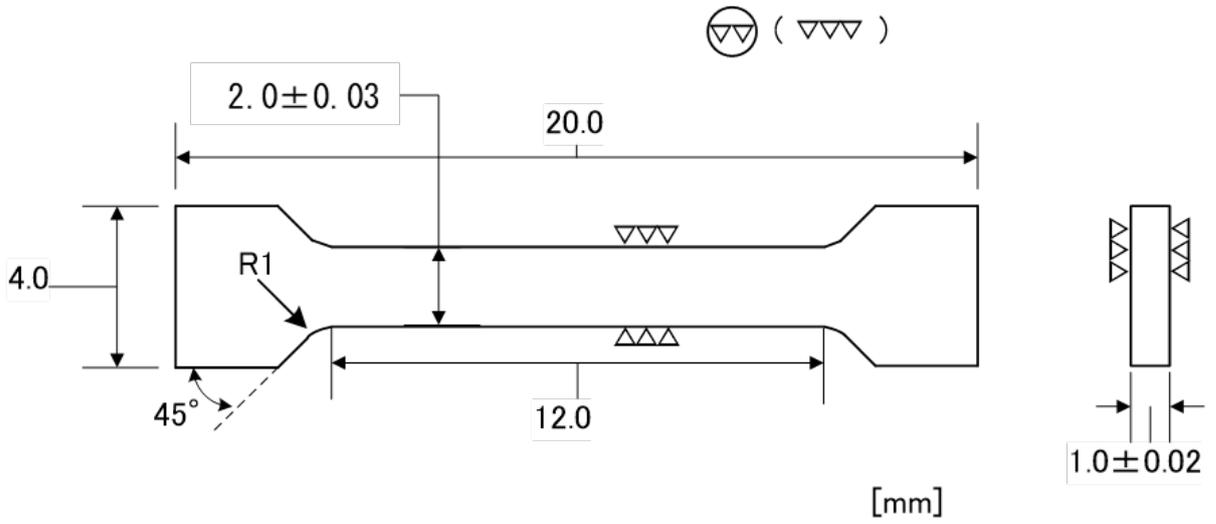
検査結果を記載した検査成績書を作成する。

以上

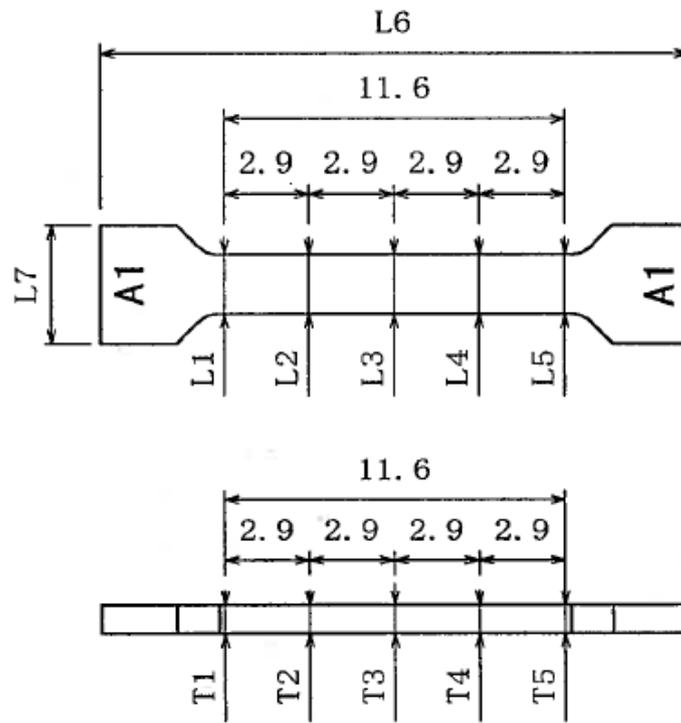
表1 試験片加工形状および数量

	種類	加工形状 と刻印位置※	加工 数量	支給材料
(1)	ミニチュアクリープ試験片	図1	190個	ODS鋼圧延材（図11）、ODS鋼丸棒材、高Niオーステナイト鋼板材、PNC-FMS板材、PNC-FMS/316異材溶接板材
(2)	ミニチュア疲労試験片	図2	60個	ODS鋼丸棒材、PNC-FMS板材、PNC-FMS/316異材溶接板材、SUS316丸棒材（PNC316溶体化熱処理材）
(3)	1/3シャルピー衝撃試験片	図3	25個	PNC-FMS板材
(4)	シェアパンチ試験片	図4	660個	ODS鋼丸棒材、PNC-FMS板材、高Niオーステナイト鋼板材
(5)	SS-3ミニチュア引張試験片	図5	220個	ODS鋼圧延材（図11）、ODS鋼丸棒材、高Niオーステナイト鋼板材、PNC-FMS板材、PNC-FMS/316異材溶接板材
(6)	リング引張試験片	図6	290個	ODS鋼被覆管
(7)	リングスエリング試験片	図7	30個	ODS鋼被覆管
(8)	被覆管引張試験片	図8	140個	ODS鋼被覆管
(9)	板状引張試験片	図9	10個	PNC-FMS板材、PNC-FMS/316異材溶接板材
(10)	板状スエリング試験片	図10	20個	ODS鋼丸棒材、PNC-FMS/316異材溶接板材、高Niオーステナイト鋼板材
(11)	重量調整用スペーサ (A)	図12	120個	ODS鋼丸棒材
(12)	重量調整用スペーサ (B)	図13	10個	ODS鋼丸棒材
(13)	重量調整用スペーサ (C)	図14	30個	ODS鋼丸棒材

※刻印位置は、原則として図中に示す通りとするが、機構と受注業者が合意した場合、変更することができる。



(a) 寸法



(b) 寸法測定箇所及び刻印箇所

図1 ミニチュアクリープ試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所(両端)

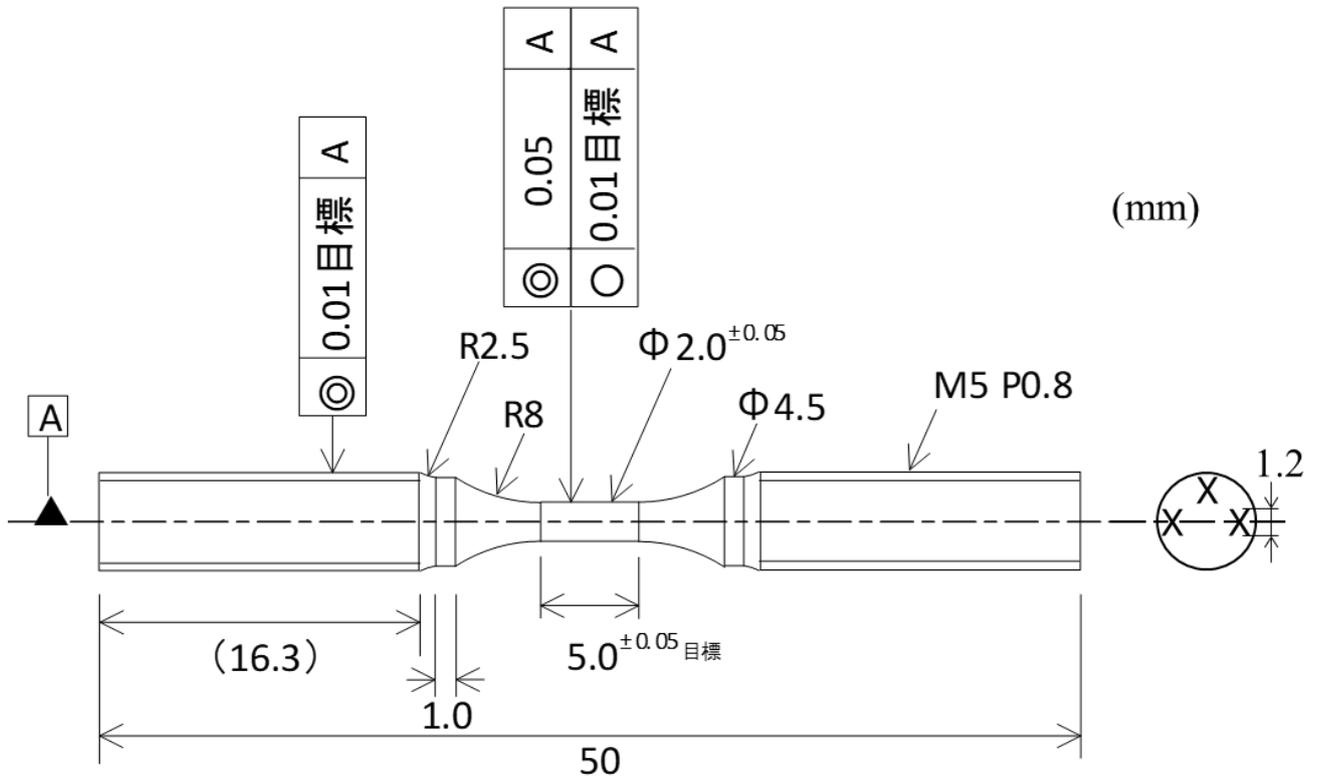
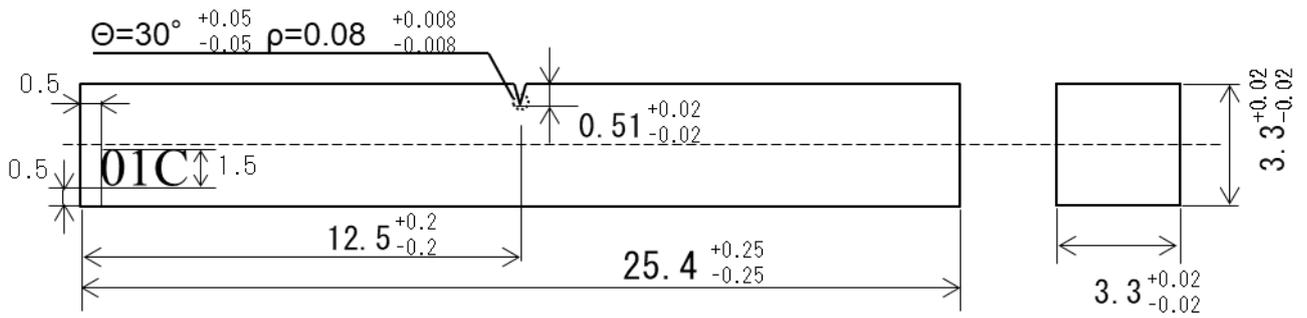
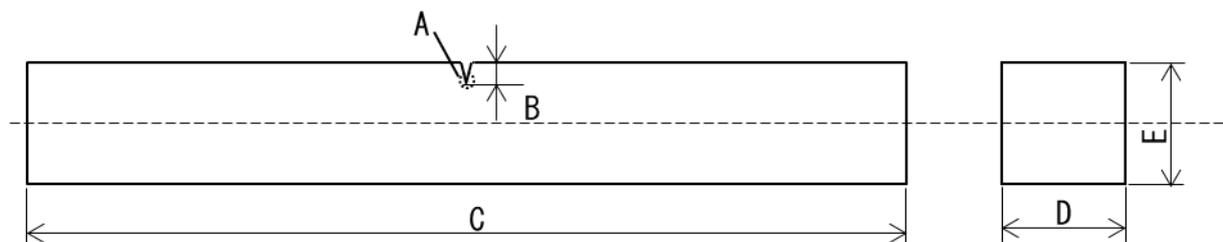


図2 ミニチュア疲労試験片の寸法及び刻印箇所
 (寸法測定箇所：図面中の寸法指定箇所、刻印箇所：両側の握み部端面)



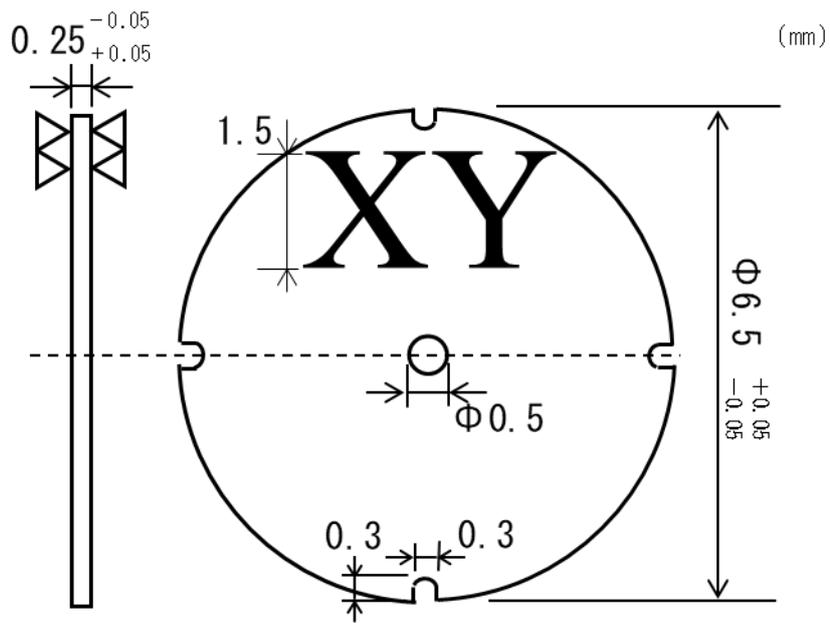
(a) 寸法及び刻印箇所

[測定項目]
・ ノッチAの角度 (θ) と曲率半径 (ρ)
・ B, C, D, Eの寸法



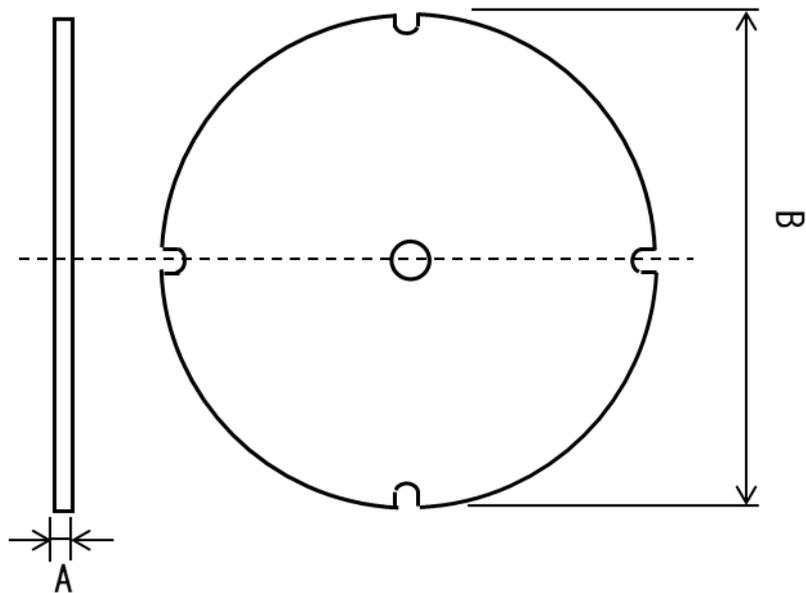
(b) 寸法測定箇所

図3 1/3シャルピー衝撃試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



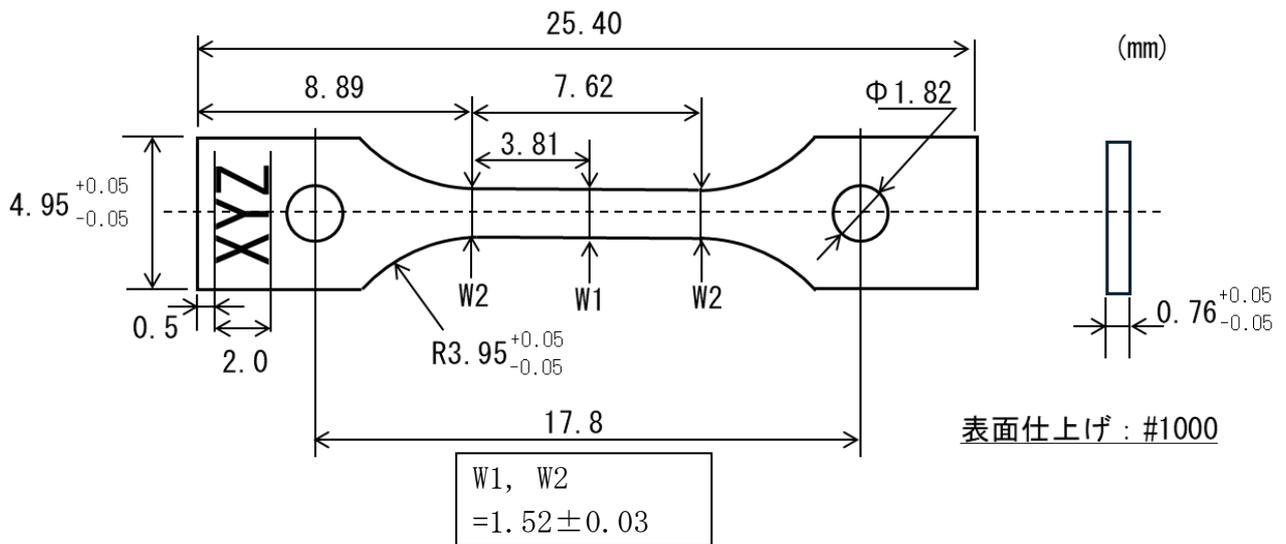
(a) 寸法及び刻印箇所

<u>【測定項目】</u>
・ Aの厚さ
・ Bの外径



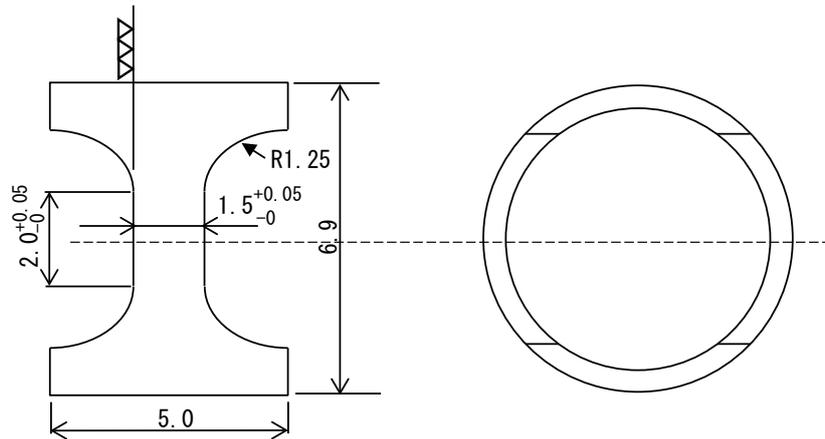
(b) 寸法測定箇所

図4 シェアパンチ試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



指定のない公差は、 ± 0.1 とする。平行部側面も1000番まで研磨する。

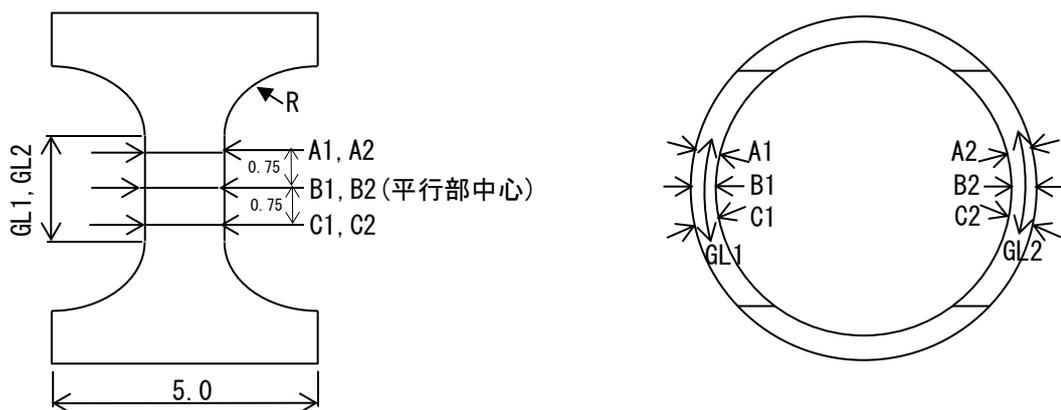
図5 SS-3 ミニチュア引張試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所
(寸法測定箇所：図面中の寸法指定箇所)



(a) 寸法及び刻印箇所

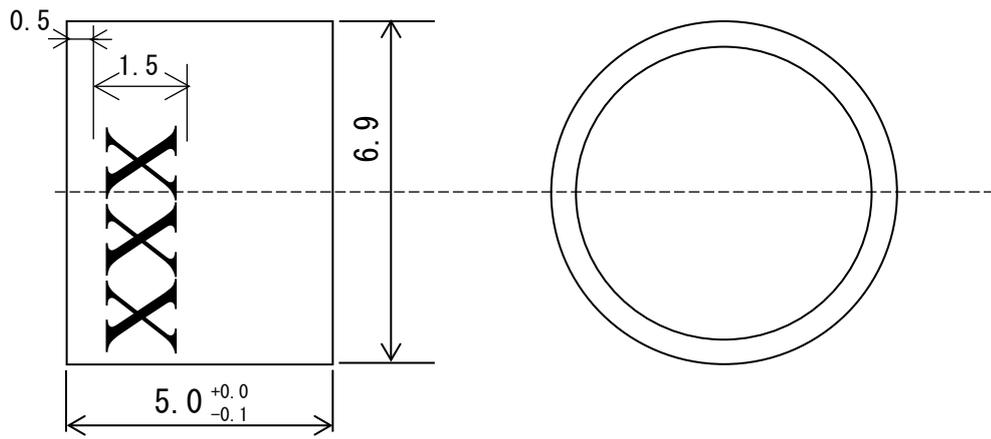
[測定項目]

- ・ 位置A1, A2, B1, B2, C1, C2における幅と肉厚
- ・ GLの長さ
- ・ Rの曲率半径 (計8点)



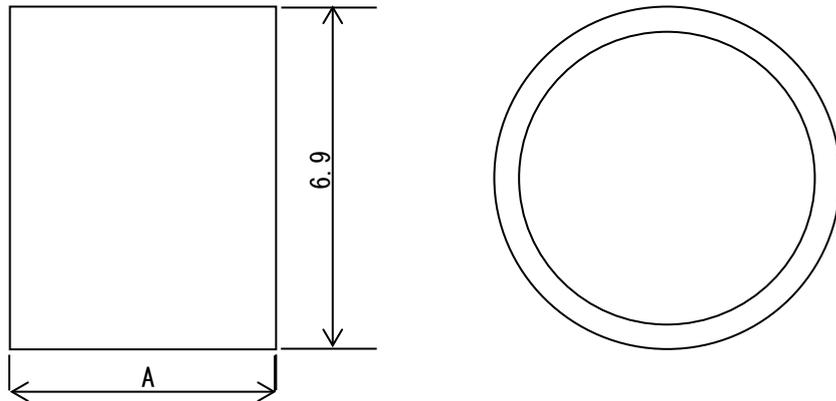
(b) 寸法測定箇所

図6 リング引張試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



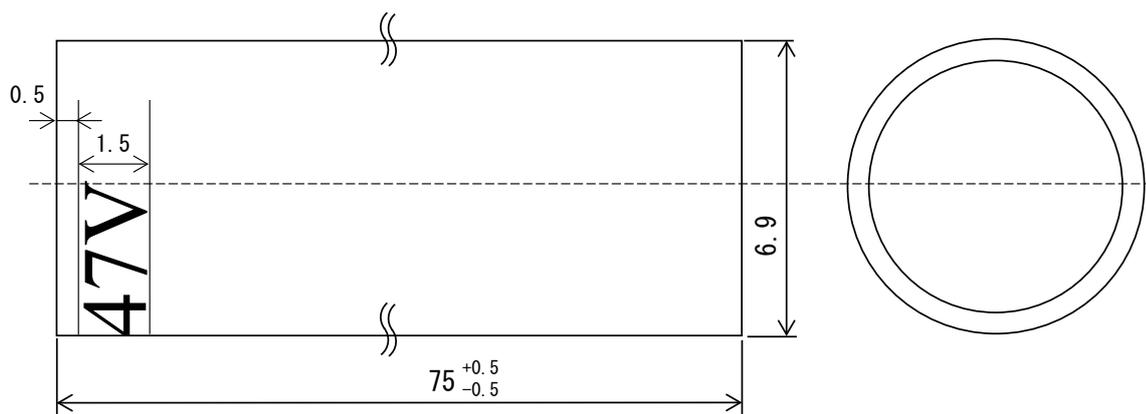
(a) 寸法及び刻印箇所

[測定項目]
 ・ A の長さ



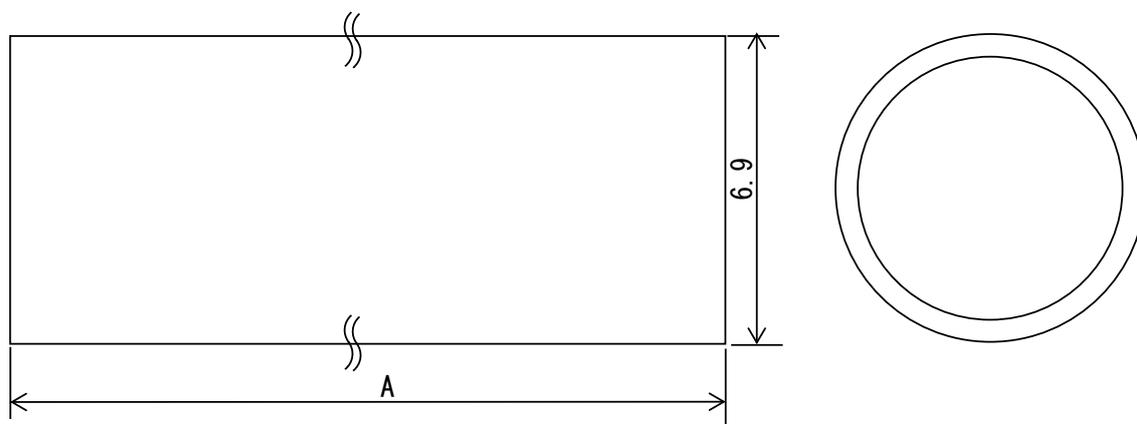
(b) 寸法測定箇所

図7 リングスエリング試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



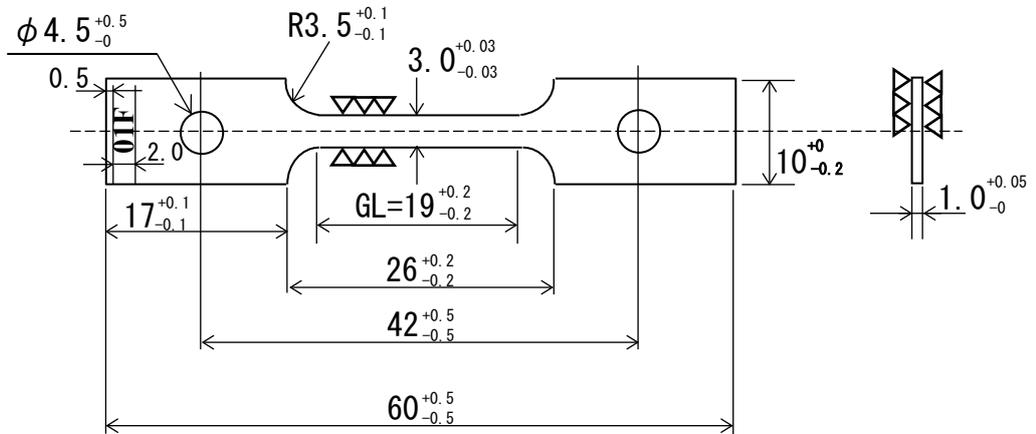
(a) 寸法及び刻印箇所

<p>[測定項目]</p> <p>・ Aの長さ</p>



(b) 寸法測定箇所

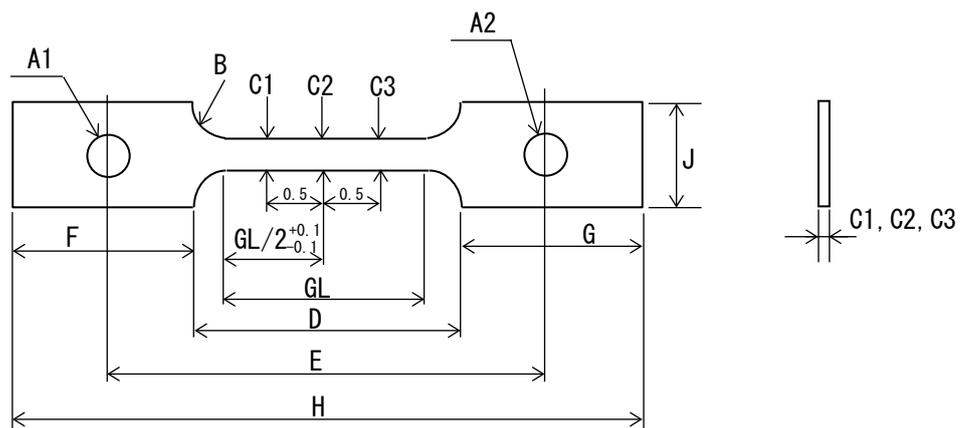
図8 被覆管引張試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



(a) 寸法及び刻印箇所

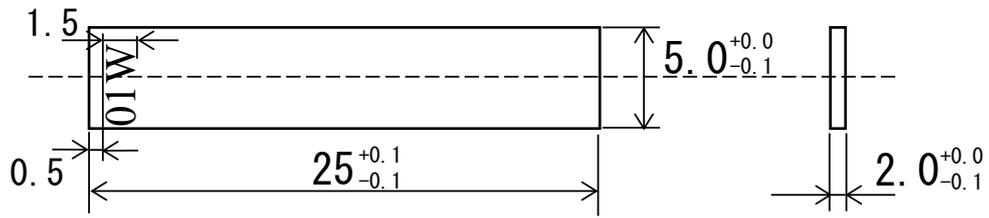
[測定項目]

- ・ A1, A2の外径
- ・ Bの曲率半径
- ・ C1, C2, C3における幅と肉厚
- ・ GL, D, E, F, G, H, Jでの幅



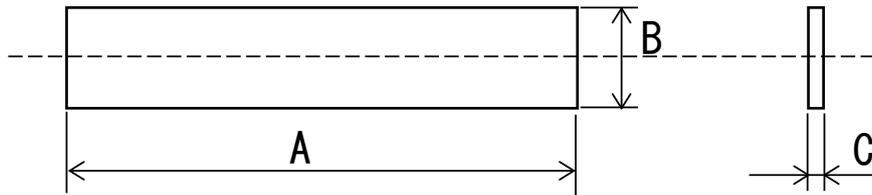
(b) 寸法測定箇所

図9 板状引張試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



(a) 寸法と刻印箇所

[測定項目]
 ・ A, B, Cの寸法



(b) 寸法測定箇所

図10 板状スエリング試験片の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所

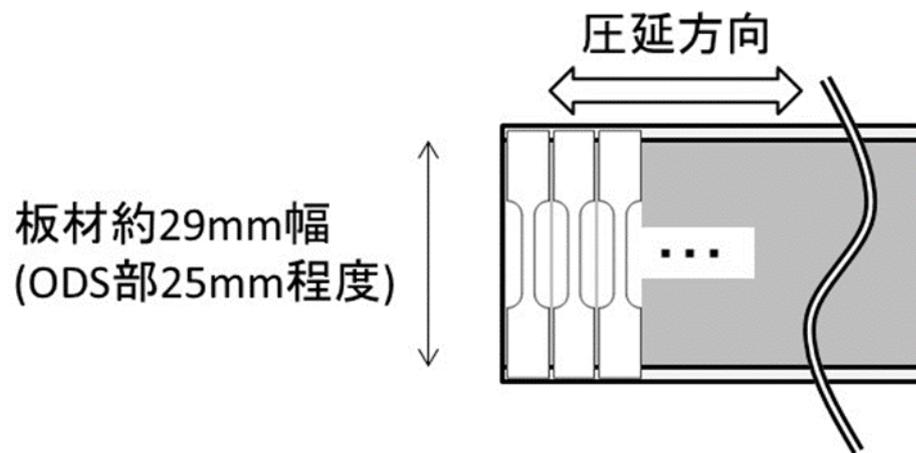
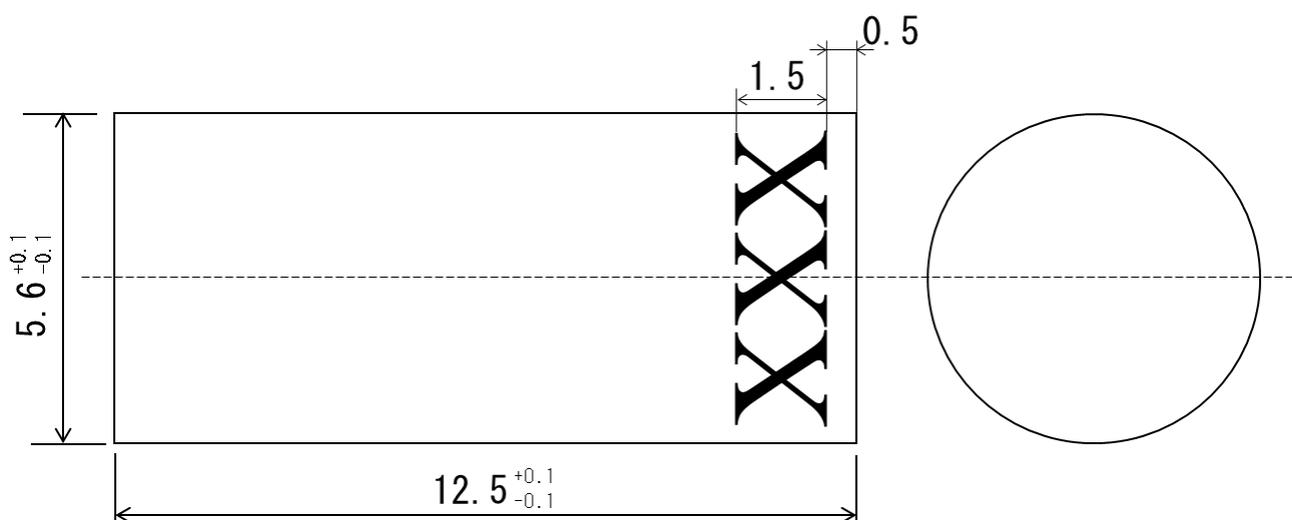
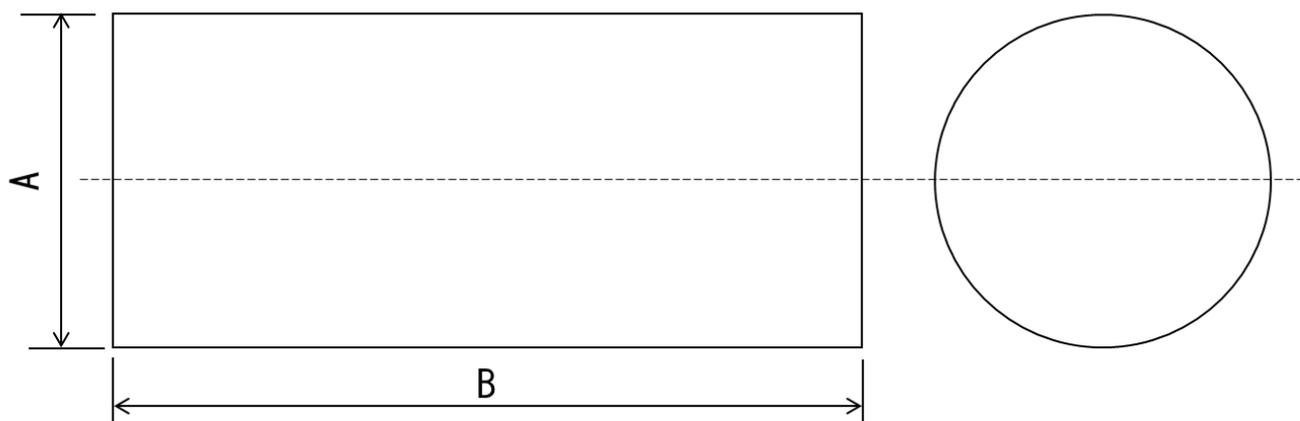


図 11 ODS 鋼圧延板材からの試験片採取方向
(ODS鋼圧延板の厚さ：1.2mm程度)



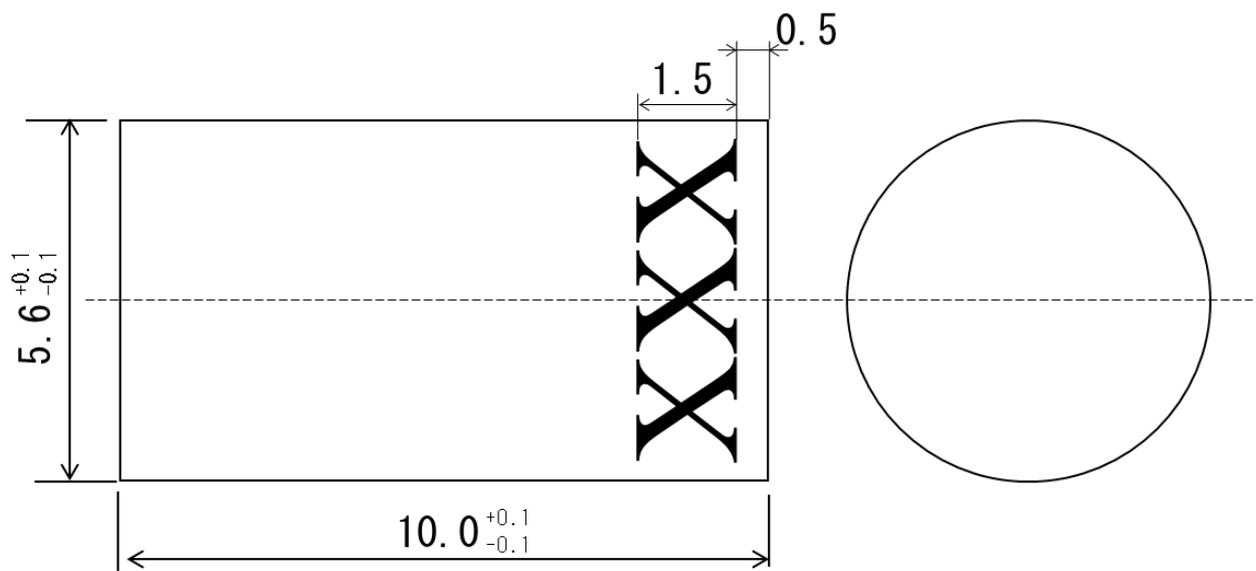
(a) 寸法及び刻印箇所

[測定項目]
・直径A、長さB



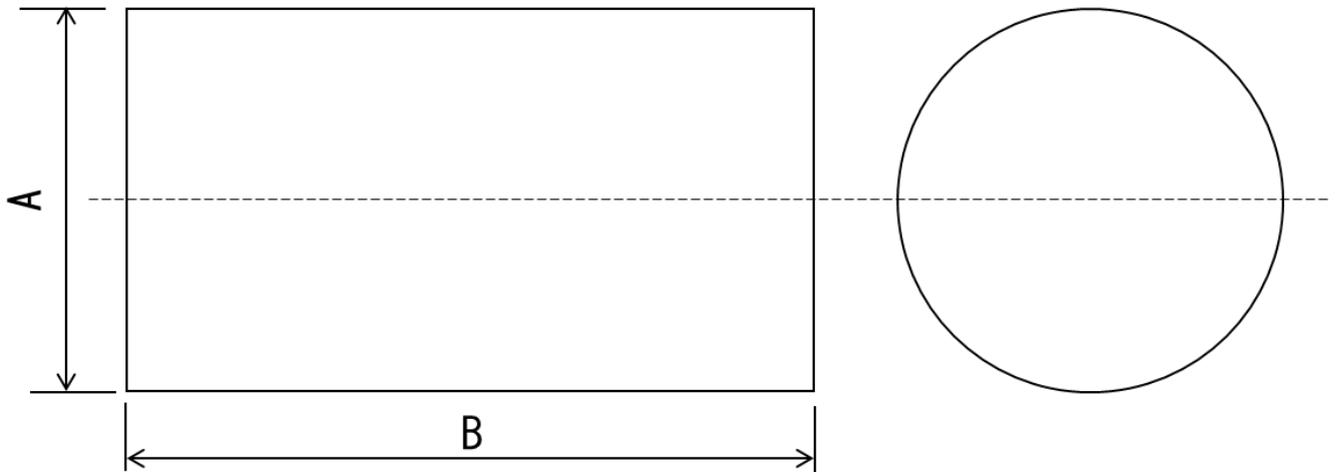
(b) 寸法測定箇所

図12 重量調整用スペーサ(A)の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所



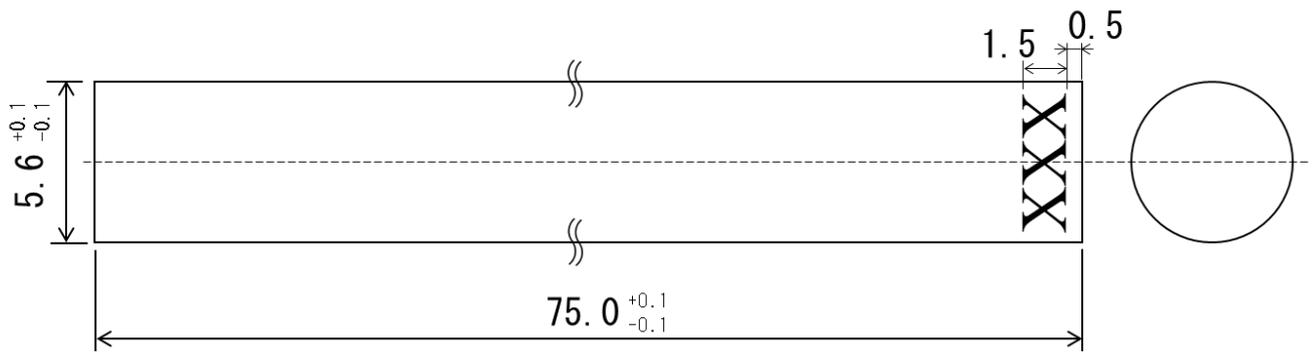
(a) 寸法及び刻印箇所

[測定項目]
・直径A、長さB

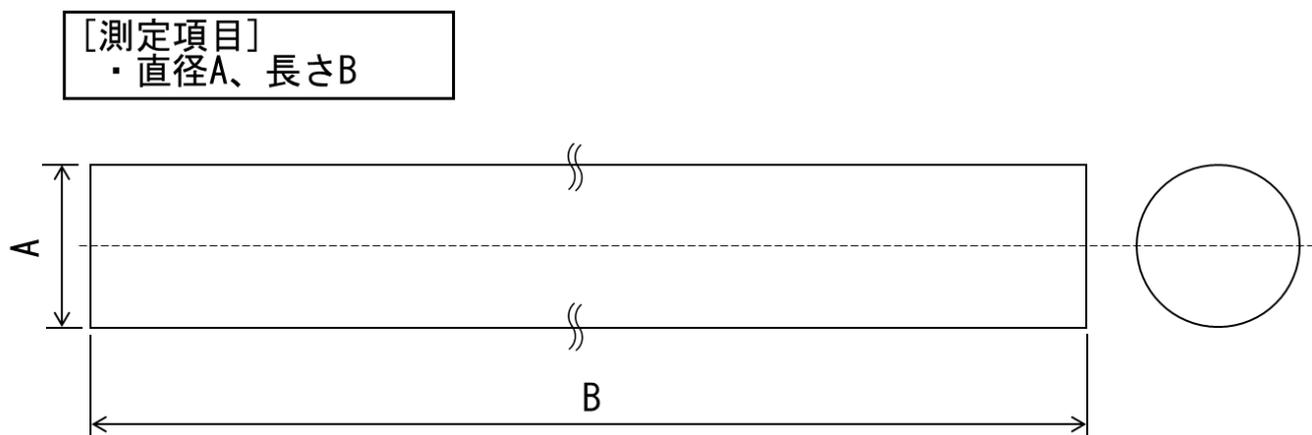


(b) 寸法測定箇所

図13 重量調整用スペーサ(B)の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所

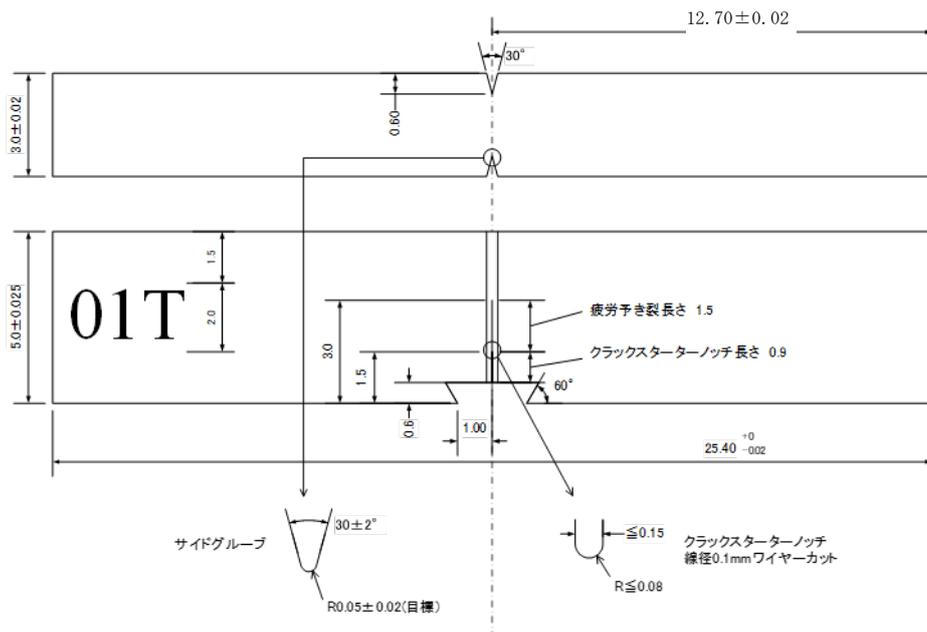


(a) 寸法及び刻印箇所



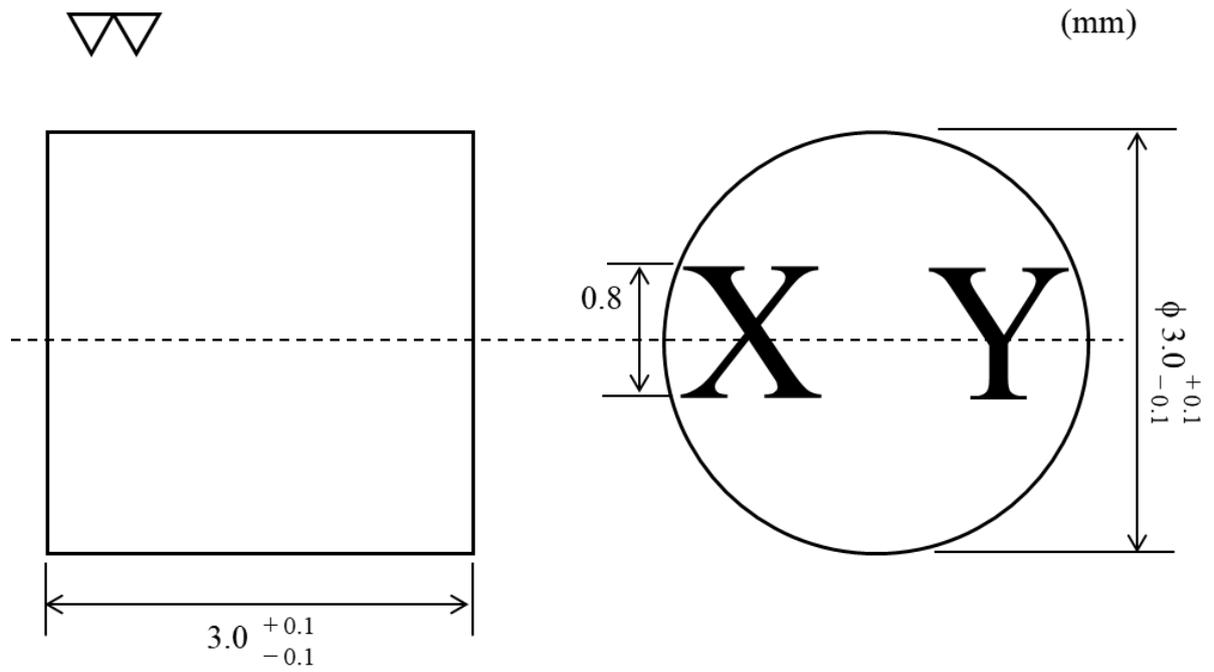
(b) 寸法測定箇所

図14 重量調整用スペーサ(C)の寸法、寸法測定箇所及び刻印箇所

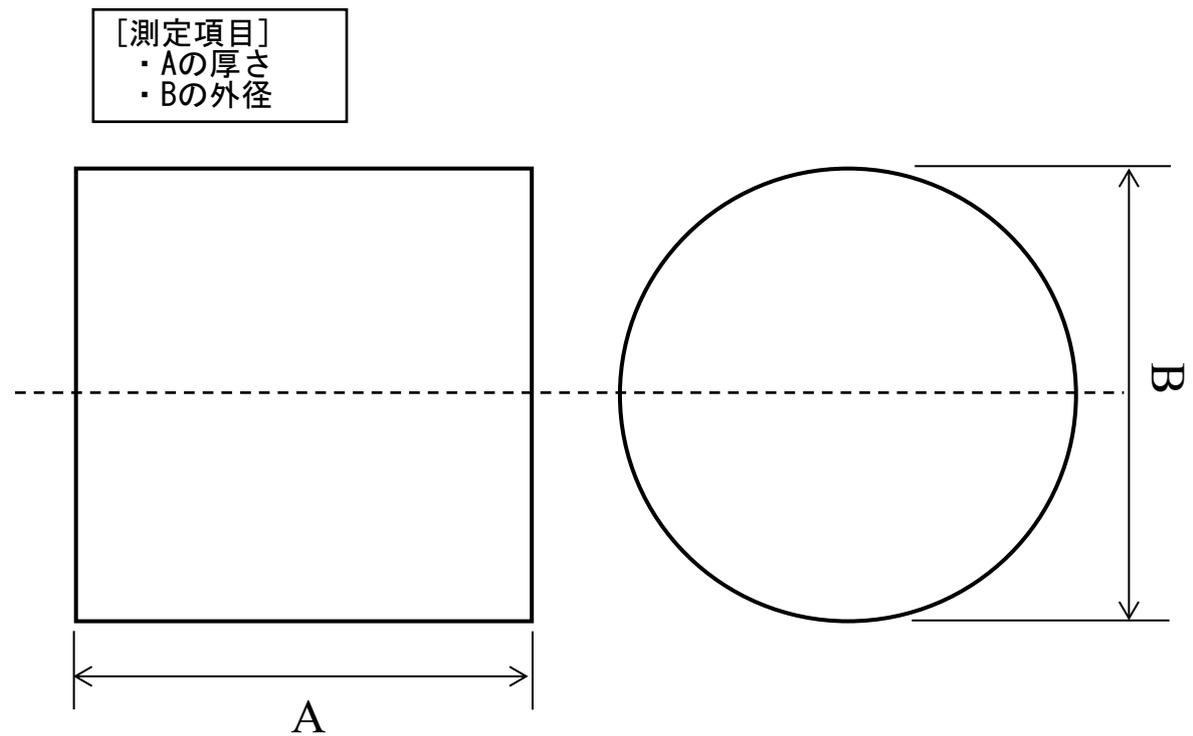


※公差無き寸法は目安とする。

図 15 ミニチュア 3 点曲げ破壊靱性試験片の寸法及び刻印箇所



(a) 寸法



(b) 寸法測定箇所

図16 超音波スペクトロスコピー (RUS) 試験片の寸法及び刻印箇所

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、
実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案
権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意
匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43
号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成
10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国
における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受け
る権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に
関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、
種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相
当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータ
ベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上
記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)
に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コ
ンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの
であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定す
るもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実
用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等
の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成
並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、
実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積
回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める
行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19
号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第
9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。